

以下の問題文を読んで、次の問いに答えなさい（解答は縦書き。句読点・括弧も一字分として計算する）。

問〔一〕 傍線部1「ロートベルクの所説は強い主観的良心論であつて、全面的に同調することはできない」（8頁）

とあるが、それでは、著者はどのような見解に立つか、六〇〇字以内で説明しなさい。（五〇点）

問〔二〕 傍線部2（10頁）に関して、日本国民である芸術家や商人が、その良心に従つて日本国憲法を解釈する

ことには、裁判官による解釈と比べて、どのような相違がありうるか。思うところを六〇〇字以内で述べなさい。（五〇点）

〔問題文〕

（問題文略―後掲〔注意〕参照のこと）

〔注意〕

問題文は、団藤重光『実践の法理と法理の実践』（創文社、一九八六年）の三頁七行目から二四頁一〇行目までを引用した。問題文とするに際して、一部省略し、また表記を改めたところがある。

なお、問〔一〕にいう問題文の傍線部1「ロートベルクの所説は強い主観的良心論であつて、全面的に同調することはできない」とは、原文二〇頁一行目のそれをさしている。また、問〔二〕にいう問題文の傍線部2「裁判官的良心もあれば、学者的良心もあれば、芸術家的良心もあれば、商売人的良心もあれば、いろいろな種類の良心があるわけです」とは、原文二二頁三行目から四行目のそれをさしている。